

ページ	現行	改定
表紙	<p data-bbox="439 741 1427 829">水道工事標準積算基準書</p> <p data-bbox="655 1514 1210 1717">令和5年12月 さいたま市水道局</p>	<p data-bbox="1676 741 2665 829">水道工事標準積算基準書</p> <p data-bbox="1893 1514 2448 1850">令和5年12月 <b>(一部改定)</b> さいたま市水道局</p>

留意事項	<p style="text-align: center;">水道工事標準積算基準書（令和5年12月）使用にあたっての留意事項</p> <p>本市の積算基準は、厚生労働省の「令和5年度水道施設整備費に係る歩掛表」を適用していますが、一部項目については下記のとおり取扱いますので、ご使用にあたっては留意してください。</p> <p>また、本基準書に記載がない事項については、「土木工事標準積算基準書【別冊】」、「設計業務等標準積算基準書【計画調査編】」及び「設計業務等標準積算基準書【計画調査編】（参考資料）」（いずれも令和5年10月さいたま市）における基準等に準拠します。</p>	<p style="text-align: center;">水道工事標準積算基準書（令和5年12月）使用にあたっての留意事項</p> <p>本市の積算基準は、厚生労働省の「令和5年度水道施設整備費に係る歩掛表」を適用していますが、一部項目については下記のとおり取扱いますので、ご使用にあたっては留意してください。</p> <p>また、本基準書に記載がない事項については、「土木工事標準積算基準書【別冊】」、「設計業務等標準積算基準書【計画調査編】」及び「設計業務等標準積算基準書【計画調査編】（参考資料）」（いずれも令和6年10月さいたま市）における基準等に準拠します。</p>
目次	<p>1-2-8 週休2日試行工事に要する費用の積算..... 63</p> <p>1-2-9 週休2日試行工事における市場単価方式の補正係数..... 64</p> <p>1-2-10 時間的制約を受ける工事の積算..... 65</p> <p>1-2-11 その他..... 68</p> <p>    1-2-11-1 交通誘導警備員等..... 68</p> <p>    1-2-11-2 スクラップ控除..... 69</p> <p>第3節 数値基準</p> <p>    1-3-1 数値基準..... 70</p> <p>第二編 設計業務委託標準歩掛</p> <p>第1章 積算基準</p> <p>第1節 設計業務等積算基準</p> <p>    1-1-1 適用範囲..... 74</p> <p>    1-1-2 業務委託料..... 74</p> <p>        1-1-2-1 業務委託料の構成..... 74</p> <p>        1-1-2-2 業務委託料構成費目の内容..... 74</p> <p>    1-1-3 業務委託料の積算..... 75</p> <p>    1-1-4 設計変更の積算..... 76</p> <p>    1-1-5 標準歩掛に含まれないもの..... 76</p> <p>参考資料</p> <p>第1節 総則..... 78</p> <p>第2節 積算基準..... 79</p>	<p>1-2-8 週休2日制適用工事に要する費用の積算..... 63</p> <p>1-2-9 週休2日制適用工事における市場単価方式の補正係数..... 64</p> <p>1-2-10 週休2日制適用工事における土木工事標準単価の補正係数..... 65</p> <p>1-2-11 時間的制約を受ける工事の積算..... 66</p> <p>1-2-12 その他..... 69</p> <p>    1-2-12-1 交通誘導警備員等..... 69</p> <p>    1-2-12-2 スクラップ控除..... 70</p> <p>第3節 数値基準</p> <p>    1-3-1 数値基準..... 71</p> <p>第二編 設計業務委託標準歩掛</p> <p>第1章 積算基準</p> <p>第1節 設計業務等積算基準</p> <p>    1-1-1 適用範囲..... 75</p> <p>    1-1-2 業務委託料..... 75</p> <p>        1-1-2-1 業務委託料の構成..... 75</p> <p>        1-1-2-2 業務委託料構成費目の内容..... 75</p> <p>    1-1-3 業務委託料の積算..... 76</p> <p>    1-1-4 設計変更の積算..... 77</p> <p>    1-1-5 標準歩掛に含まれないもの..... 77</p> <p>参考資料</p> <p>第1節 総則..... 79</p> <p>第2節 積算基準..... 80</p>

P. 1	<p><b>1-1-2 基準の適用</b></p> <p>工事費の積算における基準は、原則として、設計時（執行伺起票日）における最新の基準を適用する。</p> <p>ただし、施工パッケージ型積算方式標準単価表については、国土交通省国土技術政策総合研究所HPに掲載されている令和5年4月版を適用する。</p>	<p><b>1-1-2 基準の適用</b></p> <p>工事費の積算における基準は、原則として、設計時（執行伺起票日）における最新の基準を適用する。</p> <p>ただし、施工パッケージ型積算方式標準単価表については、国土交通省国土技術政策総合研究所HPに掲載されている令和6年4月版を適用する。</p>																																																																								
P. 4	<p>3) 物価資料による場合</p> <p>(イ) 1) 及び2) の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。これらの場合において、1円未満は切り捨てるものとする。なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>&lt;例1&gt; 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設物価</td> <td>33,500円 (有効桁3桁)</td> <td>積算資料</td> <td>34,000円 (有効桁2桁)</td> </tr> <tr> <td>平均額</td> <td colspan="3">33,750円</td> </tr> <tr> <td>決定額</td> <td colspan="3">33,700円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</td> </tr> </table> <p>&lt;例2&gt; 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設物価</td> <td>560円 (有効桁2桁)</td> <td>積算資料</td> <td>570円 (有効桁2桁)</td> </tr> <tr> <td>平均額</td> <td colspan="3">565円</td> </tr> <tr> <td>決定額</td> <td colspan="3">565円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</td> </tr> </table> <p>&lt;例3&gt; 平均額等に1円未満の端数がある場合</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設物価</td> <td>60円 (有効桁1桁)</td> <td>積算資料</td> <td>65円 (有効桁2桁)</td> </tr> <tr> <td>平均額</td> <td colspan="3">62.5円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>決定額</td> <td colspan="3">62円 (1円未満切り捨て)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を掲載価格として取り扱うことができる。なお、単価の決定にあたっては、(イ)と同様とする。</p> <p>(ハ) 物価資料の適用都市採用順位は、さいたま市&gt;埼玉県&gt;東京都&gt;関東&gt;全国の順とする。</p>	建設物価	33,500円 (有効桁3桁)	積算資料	34,000円 (有効桁2桁)	平均額	33,750円			決定額	33,700円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)			建設物価	560円 (有効桁2桁)	積算資料	570円 (有効桁2桁)	平均額	565円			決定額	565円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)			建設物価	60円 (有効桁1桁)	積算資料	65円 (有効桁2桁)	平均額	62.5円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)			決定額	62円 (1円未満切り捨て)			<p>3) 物価資料による場合</p> <p>(イ) 1) 及び2) の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。これらの場合において、1円未満は切り捨てるものとする。<b>(土木工事標準単価は除く。(1-2-1-5(2)3)参照)</b></p> <p>なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>&lt;例1&gt; 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設物価</td> <td>33,500円 (有効桁3桁)</td> <td>積算資料</td> <td>34,000円 (有効桁2桁)</td> </tr> <tr> <td>平均額</td> <td colspan="3">33,750円</td> </tr> <tr> <td>決定額</td> <td colspan="3">33,700円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</td> </tr> </table> <p>&lt;例2&gt; 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設物価</td> <td>560円 (有効桁2桁)</td> <td>積算資料</td> <td>570円 (有効桁2桁)</td> </tr> <tr> <td>平均額</td> <td colspan="3">565円</td> </tr> <tr> <td>決定額</td> <td colspan="3">565円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</td> </tr> </table> <p>&lt;例3&gt; 平均額等に1円未満の端数がある場合</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設物価</td> <td>60円 (有効桁1桁)</td> <td>積算資料</td> <td>65円 (有効桁2桁)</td> </tr> <tr> <td>平均額</td> <td colspan="3">62.5円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>決定額</td> <td colspan="3">62円 (1円未満切り捨て)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を掲載価格として取り扱うことができる。なお、単価の決定にあたっては、(イ)と同様とする。</p> <p>(ハ) 物価資料の適用都市採用順位は、さいたま市&gt;埼玉県&gt;東京都&gt;関東&gt;全国の順とする。</p>	建設物価	33,500円 (有効桁3桁)	積算資料	34,000円 (有効桁2桁)	平均額	33,750円			決定額	33,700円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)			建設物価	560円 (有効桁2桁)	積算資料	570円 (有効桁2桁)	平均額	565円			決定額	565円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)			建設物価	60円 (有効桁1桁)	積算資料	65円 (有効桁2桁)	平均額	62.5円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)			決定額	62円 (1円未満切り捨て)		
建設物価	33,500円 (有効桁3桁)	積算資料	34,000円 (有効桁2桁)																																																																							
平均額	33,750円																																																																									
決定額	33,700円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)																																																																									
建設物価	560円 (有効桁2桁)	積算資料	570円 (有効桁2桁)																																																																							
平均額	565円																																																																									
決定額	565円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)																																																																									
建設物価	60円 (有効桁1桁)	積算資料	65円 (有効桁2桁)																																																																							
平均額	62.5円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)																																																																									
決定額	62円 (1円未満切り捨て)																																																																									
建設物価	33,500円 (有効桁3桁)	積算資料	34,000円 (有効桁2桁)																																																																							
平均額	33,750円																																																																									
決定額	33,700円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)																																																																									
建設物価	560円 (有効桁2桁)	積算資料	570円 (有効桁2桁)																																																																							
平均額	565円																																																																									
決定額	565円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)																																																																									
建設物価	60円 (有効桁1桁)	積算資料	65円 (有効桁2桁)																																																																							
平均額	62.5円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)																																																																									
決定額	62円 (1円未満切り捨て)																																																																									

表-3.1 基本運賃表

貨物自動車 規格	機械名	規格	20 km	50 km	100 km	150 km	200 km	200 km を超え 20 kmま でを増 す毎に (円)
			まで (円)	まで (円)	まで (円)	まで (円)	まで (円)	
20 t 車以上 30 t 車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900
	スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m						
	スタビライザ	深 1.2m 幅 2.0m						
	自走式破砕機	クラッシャー 寸法 開 450 mm 幅 925 mm						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・ Ⅳ型用						
	バックホウ (超ロング アーム型)	山積 0.4 m <sup>3</sup> / 平積 0.3 m <sup>3</sup>						
	各種	—						

- (注) 1. 450 kmを超える場合は別途考慮する。  
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表-3.1 基本運賃表

貨物自動車 規格	機械名	規格	20 km	50 km	100 km	150 km	200 km	200 km を超え 20 kmま でを増 す毎に (円)
			まで (円)	まで (円)	まで (円)	まで (円)	まで (円)	
20 t 車以上 30 t 車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m						
	スタビライザ	深 1.2m 幅 2.0m						
	自走式破砕機	クラッシャー 寸法 開 450 mm 幅 925 mm						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・ Ⅳ型用						
	バックホウ (超ロング アーム型)	山積 0.4 m <sup>3</sup> / 平積 0.3 m <sup>3</sup>						
	各種	—						

- (注) 1. 450 kmを超える場合は別途考慮する。  
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表-4.2 クレーンの規格選定

機 械 区 分		規 格	分解組立用クレーン	
			機 械 名	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 [クローラ式] トンネル用機械		表-4.1参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊
ブルドーザ		21 t 級以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊
		44 t 級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊
		質量120 t 以下		
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケート パナカルトレン打機	質量60 t 以下		60 t 吊
		質量120 t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下 (クラムシェル平積0.6㎡含む)	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊
		80 t 吊以下 (クラムシェル平積2.0㎡以下含む)		
		150 t 吊以下 (クラムシェル平積3.0㎡以下含む)		60 t 吊
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表-4.1参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	70 t 吊
		200 t 吊以上 360 t 吊以下	リフター[せり上げ能力]	50 t 吊
		550 t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	60 t 吊
		質量100 t 以下		
		質量150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]		表-4.1参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第1次基準値)]	60~65 t 吊
		表-4.1参照 [本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70 t 吊を使用する場合]	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70 t 吊
		表-4.1参照 [本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100 t 吊を使用する場合]	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	100 t 吊
		表-4.1参照 [本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制)] 100 t 吊を使用する場合]	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (2011年規制)]	

- (注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。なお、リフター（せり上げ能力 50 t）の供用 1 日当り賃料は 224,000 円を標準とする。（オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。）
2. 現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができ

表-4.2 クレーンの規格選定

機 械 区 分		規 格	分解組立用クレーン	
			機 械 名	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 [クローラ式] トンネル用機械		表-4.1参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊
ブルドーザ		21 t 級以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊
		44 t 級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊
		質量120 t 以下		
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケート パナカルトレン打機	質量60 t 以下		60 t 吊
		質量120 t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下 (クラムシェル平積0.6㎡含む)	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊
		80 t 吊以下 (クラムシェル平積2.0㎡以下含む)		
		150 t 吊以下 (クラムシェル平積3.0㎡以下含む)		60 t 吊
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表-4.1参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	70 t 吊
		200 t 吊以上 360 t 吊以下	リフター[せり上げ能力]	50 t 吊
		550 t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	60 t 吊
		質量100 t 以下		
		質量150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]		表-4.1参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70 t 吊を使用する場合	70 t 吊
		表-4.1参照 [本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100 t 吊を使用する場合]	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	100 t 吊
		表-4.1参照 [本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制)] 100 t 吊を使用する場合]	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (2011年規制)]	

- (注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。なお、リフター（せり上げ能力 50 t）の供用 1 日当り賃料は 224,000 円を標準とする。（オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。）
2. 現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができ
3. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

る。

3. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

P. 26～27

表-4.3 分解・組立1台1回当り歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等率 (%)	諸雑 费率 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ系	山積 1.4 m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4 m <sup>3</sup> 以上 0.6 m <sup>3</sup> 以下含む	2.7	1.4	250	24
	山積 2.1 m <sup>3</sup> 以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系	35 t 吊以下 クラムシェル 平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む	3.0	0.8	444	22
	80 t 吊以下 クラムシェル 平積 2.0 m <sup>3</sup> 以下含む	5.5	1.5	434	21
	150 t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0 m <sup>3</sup> 以下含む	11.3	3.1	315	15
	300 t 吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系	120 t 吊以下	4.3	1.5	394	75
	160 t 吊以下	5.7	1.9	409	78
	360 t 吊以下	11.7	4.0	399	75
	550 t 吊以下	20.9	7.1	401	76
	200 t 吊以上 360 t 吊以下 (リフターを使用 する場合)	11.0	2.7	392	83
	550 t 吊以下 (リフターを使用 する場合)	19.4	4.9	390	83
クローラ式杭打機	60 t 以下	8.6	2.1	163	2
	100 t 以下	15.5	3.7	164	2
	150 t 以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削機 [クローラ式]	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	二 本体工事でクローラ クレーン[油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ 型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	558	4

表-4.3 分解・組立1台1回当り歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等率 (%)	諸雑 费率 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ系	山積 1.4 m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4 m <sup>3</sup> 以上 0.6 m <sup>3</sup> 以下含む	2.7	1.4	250	24
	山積 2.1 m <sup>3</sup> 以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系	35 t 吊以下 クラムシェル 平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む	3.0	0.8	444	22
	80 t 吊以下 クラムシェル 平積 2.0 m <sup>3</sup> 以下含む	5.5	1.5	434	21
	150 t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0 m <sup>3</sup> 以下含む	11.3	3.1	315	15
	300 t 吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系	120 t 吊以下	4.3	1.5	394	75
	160 t 吊以下	5.7	1.9	409	78
	360 t 吊以下	11.7	4.0	399	75
	550 t 吊以下	20.9	7.1	401	76
	200 t 吊以上 360 t 吊以下 (リフターを使用 する場合)	11.0	2.7	392	83
	550 t 吊以下 (リフターを使用 する場合)	19.4	4.9	390	83
クローラ式杭打機	60 t 以下	8.6	2.1	163	2
	100 t 以下	15.5	3.7	164	2
	150 t 以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削機 [クローラ式]	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	本体工事でクローラ クレーン[油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ 型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4

		本体工事でクローラ クレーン[油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ 型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3
		本体工事でクローラ クレーン[油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ 型・排出ガス対策型 (2011年規制)] 100 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60 t 以下	16.0	2.4	265	4
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケート バッチカルドレン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
		180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8	

- (注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。
2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。
3. 運搬費等には下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
- ① トラック及びトレーラによる運搬費[往復] (誘導車、誘導員含む)
- ② 自走による本体賃料・損料
- ③ 運搬中の本体賃料・損料
- ④ 分解・組立時の本体賃料
- ⑤ ウェス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ① 分解・組立時の本体賃料
- ② ウェス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

		本体工事でクローラ クレーン[油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ 型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3
		本体工事でクローラ クレーン[油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ 型・排出ガス対策型 (2011年規制)] 100 t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60 t 以下	16.0	2.4	265	4
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケート バッチカルドレン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
		180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8	

- (注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。
2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。
3. 運搬費等には下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
- ① トラック及びトレーラによる運搬費[往復] (誘導車、誘導員含む)
- ② 自走による本体賃料・損料
- ③ 運搬中の本体賃料・損料
- ④ 分解・組立時の本体賃料
- ⑤ ウェス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ① 分解・組立時の本体賃料
- ② ウェス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

<p>P. 31</p>	<p>⑩ トンネル工事における呼吸用保護具の積算</p> <p>トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用=1,660,000+総労務費×0.5%（円）</p> <p><b>なお、</b>上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。 （注）B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>	<p>⑩ トンネル工事における呼吸用保護具の積算</p> <p>トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用=1,660,000+総労務費×0.5%（円）</p> <p>上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費の合計額とする。 （注）B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>
<p>P. 56</p>	<p>1-2-7-2 増加費用等の算定</p> <p>(1) 増加費用等の構成</p> <p>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">*工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> </div> <p>(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。</p> <p>(2) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用</p> <p>1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p>	<p>1-2-7-2 増加費用等の算定</p> <p>(1) 増加費用等の構成</p> <p>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">*工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> </div> <p>(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。</p> <p>(2) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）</p> <p>1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p>

<p>P. 60</p>	<p>xvi. 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用</p> <p>xvii. 福利厚生費等 現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金。法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p>	<p>xvi. 地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用</p> <p>xvii. 福利厚生費等 現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金。法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p>
<p>P. 61</p>	<p>2) 算定方法 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。 <math>G = dg \times J + \alpha</math> ただし、 G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て） dg：工期延長等に係る現場経費率（%：小数第4位を四捨五入して第3位とする） （前記（2）1）②に示す率項目） J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費） （単位：円、1,000円未満切り捨て） <math>\alpha</math>：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て） （前記（2）1）①に示す積上げ項目）</p> <p>① 工期延長等に伴い増加する現場経費率 <math>dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + (N \times R \times 100) / J</math> ただし、 dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率 （単位：%、小数第4位を四捨五入して第3位とする） （前記（2）1）②に示す率項目） J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費） （単位：円、1,000円未満切り捨て） N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期等日数。 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A、B、a、b：各工種毎に決まる係数（別表-7）</p>	<p>2) 算定方法 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。 <math>G = dg \times J + \alpha</math> ただし、 G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て） dg：工期延長等に係る現場経費率（%：小数第4位を四捨五入して第3位とする） （前記（2）1）②に示す率項目） J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費） （単位：円、1,000円未満切り捨て） <math>\alpha</math>：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て） （前記（2）1）①に示す積上げ項目）</p> <p>① 工期延長等に伴い増加する現場経費率 <math>dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + (N \times R \times 100) / J</math> ただし、 dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率 （単位：%、小数第4位を四捨五入して第3位とする） （前記（2）1）②に示す率項目） J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費） （単位：円、1,000円未満切り捨て） N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期等日数。 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A、B、a、b：工種毎に決まる係数（別表-7）</p>

P. 62	別表-7	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="6">係数A</th> <th rowspan="2">係数 a</th> </tr> <tr> <th>一般交通 影響無し</th> <th>大都市</th> <th>一般交通 影響有(1)</th> <th>一般交通 影響有(2)</th> <th>市街地 (DID 補正)</th> <th>山間僻地 及び離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水道 工事</td> <td>開削工事及び小口 径推進工事等</td> <td>282.4</td> <td>333.1</td> <td>306.7</td> <td>308.7</td> <td>308.7</td> <td>276.7</td> <td>1.1316</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び 推進工事</td> <td>103.2</td> <td>133.3</td> <td>119.9</td> <td>116.7</td> <td>116.7</td> <td>112.6</td> <td>0.5192</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td>366.6</td> <td>-</td> <td>422.5</td> <td>412.8</td> <td>412.8</td> <td>395.6</td> <td>2.7078</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="6">係数B</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th>一般交通 影響無し</th> <th>大都市</th> <th>一般交通 影響有(1)</th> <th>一般交通 影響有(2)</th> <th>市街地 (DID 補正)</th> <th>山間僻地 及び離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水道 工事</td> <td>開削工事及び小口 径推進工事等</td> <td>-0.1811</td> <td>-0.1770</td> <td>-0.1781</td> <td>-0.1796</td> <td>-0.1796</td> <td>-0.1763</td> <td>0.3060</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び 推進工事</td> <td>-0.0941</td> <td>-0.0975</td> <td>-0.0966</td> <td>-0.0954</td> <td>-0.0954</td> <td>-0.0981</td> <td>0.3472</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td>-0.1891</td> <td>-</td> <td>-0.1916</td> <td>-0.1904</td> <td>-0.1904</td> <td>-0.1932</td> <td>0.2589</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 係数A・Bの区分の施工地域区分は、「1-2-2-3 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正 2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算」によるものとする。</p>								工種区分		係数A						係数 a	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島	水道 工事	開削工事及び小口 径推進工事等	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	1.1316	シールド工事及び 推進工事	103.2	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	0.5192	構造物工事 (浄水場等)	366.6	-	422.5	412.8	412.8	395.6	2.7078	工種区分		係数B						係数 b	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島	水道 工事	開削工事及び小口 径推進工事等	-0.1811	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	0.3060	シールド工事及び 推進工事	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.3472	構造物工事 (浄水場等)	-0.1891	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	0.2589
		工種区分		係数A								係数 a																																																																													
				一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島																																																																																
		水道 工事	開削工事及び小口 径推進工事等	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	1.1316																																																																															
シールド工事及び 推進工事	103.2		133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	0.5192																																																																																	
構造物工事 (浄水場等)	366.6		-	422.5	412.8	412.8	395.6	2.7078																																																																																	
工種区分		係数B						係数 b																																																																																	
		一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島																																																																																		
水道 工事	開削工事及び小口 径推進工事等	-0.1811	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	0.3060																																																																																	
	シールド工事及び 推進工事	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.3472																																																																																	
	構造物工事 (浄水場等)	-0.1891	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	0.2589																																																																																	
P. 63	別表-7	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="6">係数A</th> <th rowspan="2">係数 a</th> </tr> <tr> <th>一般交通 影響無し</th> <th>大都市</th> <th>一般交通 影響有(1)</th> <th>一般交通 影響有(2)</th> <th>市街地 (DID 補正)</th> <th>山間僻地 及び離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水道 工事</td> <td>開削工事及び小口 径推進工事等</td> <td>282.4</td> <td>333.1</td> <td>306.7</td> <td>308.7</td> <td>308.7</td> <td>276.7</td> <td>1.1316</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び 推進工事</td> <td>103.2</td> <td>133.3</td> <td>119.9</td> <td>116.7</td> <td>116.7</td> <td>112.6</td> <td>0.5192</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td>366.6</td> <td>-</td> <td>422.5</td> <td>412.8</td> <td>412.8</td> <td>395.6</td> <td>2.7078</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="6">係数B</th> <th rowspan="2">係数 b</th> </tr> <tr> <th>一般交通 影響無し</th> <th>大都市</th> <th>一般交通 影響有(1)</th> <th>一般交通 影響有(2)</th> <th>市街地 (DID 補正)</th> <th>山間僻地 及び離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水道 工事</td> <td>開削工事及び小口 径推進工事等</td> <td>-0.1811</td> <td>-0.1770</td> <td>-0.1781</td> <td>-0.1796</td> <td>-0.1796</td> <td>-0.1763</td> <td>0.3060</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び 推進工事</td> <td>-0.0941</td> <td>-0.0975</td> <td>-0.0966</td> <td>-0.0954</td> <td>-0.0954</td> <td>-0.0981</td> <td>0.3472</td> </tr> <tr> <td>構造物工事 (浄水場等)</td> <td>-0.1891</td> <td>-</td> <td>-0.1916</td> <td>-0.1904</td> <td>-0.1904</td> <td>-0.1932</td> <td>0.2589</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 係数A・Bにおける施工地域区分は、「1-2-2-3 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正 2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算」によるものとする。</p>								工種区分		係数A						係数 a	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島	水道 工事	開削工事及び小口 径推進工事等	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	1.1316	シールド工事及び 推進工事	103.2	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	0.5192	構造物工事 (浄水場等)	366.6	-	422.5	412.8	412.8	395.6	2.7078	工種区分		係数B						係数 b	一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島	水道 工事	開削工事及び小口 径推進工事等	-0.1811	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	0.3060	シールド工事及び 推進工事	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.3472	構造物工事 (浄水場等)	-0.1891	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	0.2589
		工種区分		係数A								係数 a																																																																													
				一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島																																																																																
		水道 工事	開削工事及び小口 径推進工事等	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	1.1316																																																																															
シールド工事及び 推進工事	103.2		133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	0.5192																																																																																	
構造物工事 (浄水場等)	366.6		-	422.5	412.8	412.8	395.6	2.7078																																																																																	
工種区分		係数B						係数 b																																																																																	
		一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地 及び離島																																																																																		
水道 工事	開削工事及び小口 径推進工事等	-0.1811	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	0.3060																																																																																	
	シールド工事及び 推進工事	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.3472																																																																																	
	構造物工事 (浄水場等)	-0.1891	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	0.2589																																																																																	
P. 64	1-2-8 週休2日試行工事に要する費用の積算	<p>週休2日試行工事に要する費用の積算は、「さいたま市週休2日試行工事」実施要領(さいたま市建設局技術管理課)」に基づき積算を行うこととする。</p>																																																																																							
		<p>1-2-8 週休2日制適用工事に要する費用の積算</p> <p>週休2日制適用工事に要する費用の積算は、「さいたま市週休2日制適用工事」実施要領(さいたま市建設局技術管理課)」に基づき積算を行うこととする。</p>																																																																																							
P. 64	1-2-9 週休2日試行工事における市場単価方式の補正係数	<p>土木工事標準積算基準書【別冊】(令和5年10月 さいたま市)の「第II編 独自歩掛 第1章 独自歩掛 ④ 市場単価(週休2日制工事における市場単価方式の補正係数)」に基づき積算を行うこととする。</p>																																																																																							
		<p>1-2-9 週休2日制適用工事における市場単価方式の補正係数</p> <p>土木工事標準積算基準書【別冊】(令和6年10月 さいたま市)の「第II編 独自歩掛 第1章 独自歩掛 ④ 市場単価(週休2日制工事における市場単価方式の補正係数)」に基づき積算を行うこととする。</p>																																																																																							
新規	1-2-10 時間的制約を受ける工事の積算	<p>土木工事標準積算基準書【別冊】(令和6年10月 さいたま市)の「第II編 独自歩掛 第1章 独自歩掛 ⑤ 土木工事標準単価(週休2日制工事における土木工事標準単価の補正係数)」に基づき積算を行うこととする。</p>																																																																																							
		<p>1-2-10 週休2日制適用工事における土木工事標準単価の補正係数</p> <p>土木工事標準積算基準書【別冊】(令和6年10月 さいたま市)の「第II編 独自歩掛 第1章 独自歩掛 ⑤ 土木工事標準単価(週休2日制工事における土木工事標準単価の補正係数)」に基づき積算を行うこととする。</p>																																																																																							
P. 65	1-2-10 時間的制約を受ける工事の積算	<p>&lt;略&gt;</p>																																																																																							
		<p>1-2-11 時間的制約を受ける工事の積算</p> <p>&lt;略&gt;</p>																																																																																							

P. 68	1-2-11 その他 1-2-11-1 交通誘導警備員等 <略>	1-2-12 その他 1-2-12-1 交通誘導警備員等 <略>
P. 69	1-2-11-2 スクラップ控除 <略>	1-2-12-2 スクラップ控除 <略>
P. 70	数量総括表及び設計書の数値基準は、表-8によるものとする。なお、原則として水道工事に限るものとする。 本表に記載のない事項については、「令和5年度水道施設整備費に係る歩掛表」及び「土木工事標準積算基準書【別冊】(令和5年10月 さいたま市)」によるものとする。	数量総括表及び設計書の数値基準は、表-8によるものとする。なお、原則として水道工事に限るものとする。 本表に記載のない事項については、「令和5年度水道施設整備費に係る歩掛表」及び「土木工事標準積算基準書【別冊】(令和6年10月 さいたま市)」によるものとする。
裏表紙	 <p style="text-align: center;"> <b>水道工事標準積算基準書</b>            令和5年12月1日発行    <b>編集・発行</b> さいたま市水道局水道施設建設課          さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号    <b>電話</b> 048-714-3099 (直通)       </p> 	 <p style="text-align: center;"> <b>水道工事標準積算基準書</b>            令和5年12月1日発行    <b>(令和6年10月1日一部改定)</b>    <b>編集・発行</b> さいたま市水道局水道施設建設課          さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号    <b>電話</b> 048-714-3099 (直通)       </p> 